

令和6年（行ウ）第102号 自由に不妊手術等を受けることのできる地位確認等請求  
事件

原告 梶谷風音ほか4名

被告 国

## 証拠説明書 8

令和7（2025）年10月22日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 亀石 倫子

ほか6名

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

### 記

甲号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲96	結婚新體制 (抜粋)148～175 頁	写し 1942.1.15	石田博英	国民優生法15条(現在の母体保護法28条と同旨)は、国民が優良な子をたくさん産むようにするため健全な素質を持つ人に避妊手術を施すことを禁止することを目的とするものであるとされていること。
甲97	優生保護法解説 (抜粋)28～39頁 76～77頁	写し 1948.10.20	谷口彌三郎	国民優生法では国民の増加が主眼とされ、遺伝性精神病等の疾患が認められる場合以外の不妊手術を禁止し、例外として医療目的の場合のみ不妊手術が認められていたところ、優生保護法では任意の優生手術として現在の母体保護

					<p>法3条と同様の要件による手術が追加されたこと。</p> <p>上記を前提に、優生保護法28条（現在の母体保護法28条同旨）の趣旨は、一般的には不妊手術が違法であることを明らかにするものであるとともに、例外として、優生保護の目的によって行う場合、他の法令の規定によって行う場合、医師が医療の目的によって行う場合のみが許され、それ以外には総じて不妊手術を禁止するものとされていること。</p>
甲98	優生保護法 基礎理論と解説 (抜粋)175～176頁	写し	1984.10.1	末広敏昭	<p>優生保護法28条は、一般的に不妊手術が違法であり、他の法令の規定によって行う場合、医師が医療の目的によって行う場合のみが例外として許され、それ以外の場合には不妊手術を総じて禁止するものとされていること。</p>
甲99	婦人科手術の実際 (抜粋)629～638頁	写し	1967.7.1	三谷靖	<p>優生保護法が有効であった時期、卵管不妊手術の適応として、妊娠、分娩により母体の健康・生命に悪影響のある疾患（医学的適応症）、悪質遺伝の予防（優生学的適応）が挙げられていること。</p>
甲100	日本産科婦人科学会雑誌64巻2号（抜粋）「性同一性障害と手術療法：形成外科との連携」	写し	2012.2	難波祐三郎	<p>性別適合手術は、特例法上、正式な医療行為と法的に認められていることから母体保護法違反とならないとされており、同手術のガイドラインに違反して診断・手術を行った</p>

					場合には、母体保護法違反で訴えられる可能性があるとして理解されていること。
--	--	--	--	--	---------------------------------------

以上